

東大和市立第三中学校「体罰防止プラン」

本校の教育は人間尊重の精神に基づき、心身ともに健康で調和のとれた人間の育成を目指している。そのためには学校の全教育活動を通して、思いやりに満ちた人間関係を築くと共に、身近な社会生活の中にある様々な偏見や差別の不合理に気付き、これを自分たちの課題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる。このことを基盤として、体罰防止に向けて以下の取り組みを行う。

(1) 体罰を防止するために

1 教職員に必要な自覚と認識

- ・体罰は、子どもの人権および人間としての尊厳を損なう行為であり、子どもと教職員との信頼関係を根底から崩すものである。
- ・子どもは体罰をする教員に対して不信感を抱くものである。また、体罰を制止する行動を取れない教員に対しても、体罰を容認する教員ととらえられ、学校全体に対する不信感につながるものである。
- ・長期的な視野に立って、子どもの成長を願う心の余裕を持ち、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導し、自らカウンセリングマインドの育成に努める。

2 生活指導のあり方

- ・生活指導の基盤は、生徒と教師との好ましい人間関係の中で築かれた信頼関係の強い絆である。そのためには、『話をする』ことと『話を聞く』ことが基本である。
- ・基本方針は親身な指導、生徒を大切にしたい指導。生徒の気持ちをくみ取ることが大切である。そのために、『時に厳しく、常に温かい指導をする。』どの生徒に対しても、どこまでも見放さず、その生徒の将来にとってよりよい方策を見いだし支援していく。
- ・生活指導体制については、全教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、子ども・保護者の心に迫る生活指導を目指した信頼関係の確立を図る。

3 学校体制のあり方

- ・体罰の発生は学校体制および管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また、「場合によっては、体罰もやむを得ない」という考え方を認める体質がないか点検する。
- ・教育相談体制の充実に努め、子どもが何でも気軽に相談できる環境作りを行い、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意すると共に、子どもの人権・プライバシー保護について十分に配慮する。
- ・すべての教職員の意見が反映できるように研修会や情報交換会などの内容や運営方法を工夫し、同時に日常的にも意見が反映できる職場の環境作りを行う。

4 保護者・地域との連携

- ・学校が地域ぐるみの青少年健全育成のあり方について、保護者・関係諸機関・地域住民・学校運営協議会との情報交換、意見交換のできる機会を増やす。同時にそのような場で学校の教育方針や教育活動を明確にし、理解と協力を求める。
- ・いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。